

内部統制に係る組織的取組体制自己点検実施要領

（趣旨）

第1 この要領は、内部統制推進・評価実施要綱（平成31年3月22日内部統制推進・評価委員会決定。以下「要綱」という。）第3条第2項第4号に基づき、内部統制に係る組織的取組体制の確保（以下「自己点検」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（自己点検の実施）

第2 実施責任者は、年2回、別表1に定める日を基準日として、組織的取組体制自己点検表（様式第1号）（以下「点検表」という。）の各項目に従って自己点検を行うものとする。

2 実施責任者は、自己点検において、別表2に掲げる点検基準に基づき「不適切」又は「軽微」（以下、これらを合わせて「不適切等」という。）と判断した場合は、点検表に理由等を記載するものとする。

（自己点検の結果報告）

第3 実施責任者は、組織的取組体制自己点検実施報告書（様式第2号）（以下「報告書」という。）を作成し、別に通知する日までに次に掲げる所属の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に提出しなければならない。

- (1) 要綱第2条第3号の表のアに掲げる所属、イに掲げる所属及びエに掲げる所属 それぞれ所管する部局長
- (2) 要綱第2条第3号の表のウに掲げる所属 それぞれ所管する広域振興局長

2 前項の報告書には、次に掲げるものを添付するものとする。

- (1) 点検表
- (2) 自己点検の結果、別表2に定める基準の不適切等と判断したものがある場合は、当該取組の状況等が把握できる資料

3 第1項により報告書の提出を受けた各部局長及び広域振興局長は、別に通知する日までに組織的取組体制自己点検実施状況報告書（様式第3号）により自己点検実施結果を取りまとめ、総務部長に報告するものとする。この場合において、不適切等とされたものがあるときは、当該所属から提出された報告書等の写しを添付するものとする。

（自己点検の是正措置）

第4 実施責任者は、自己点検によって明らかになった組織的取組体制の不適切等な事案は、直ちに適切な措置を講じなければならない。

2 各部局長及び広域振興局長は、必要に応じ、実施責任者に対して所属の自己点検につき、指示又は是正の措置を執らせるものとする。

（重大な事故等の報告）

第5 実施責任者は、組織的取組体制について不適切等に該当する事項を把握した場合において、当該事項の内容が重大な事故、規則違反等に該当するときは、第3第1項及び第3項の規定にかかわらず直ちに総務部長のほか次に掲げる所属の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に報

告するものとする。

- (1) 要綱第 2 条第 3 号の表のアに掲げる所属、イに掲げる所属及びエに掲げる所属 それぞれ所管する部局長
- (2) 要綱第 2 条第 3 号の表のウに掲げる所属 それぞれ所管する部局長及び広域振興局長

(組織的取組の記録)

第 6 実施責任者は、組織的な取組の実施状況について、組織的取組実施記録表（様式第 4 号）に記録するものとする。

附 則

この要領は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 9 月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 9 日から施行する。

別表 1 （第 2 関係）

点検基準日	点検期間
9 月 30 日	4 月 1 日から 9 月 30 日まで
3 月 31 日	10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

別表 2 （第 2 関係）

区分	点検基準
不適切	1 点検表に掲げる取組を実施しなかった場合 2 点検表に掲げる取組が有効に機能せず、内部統制の対象事務の自己点検実施要領に定める不適切な事項が発生した場合 3 その他県又は県民に対し経済的又は社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高い事案又は実際に生じさせた事案が発生した場合
軽微	上記に該当しないが、軽微な改善事項がある場合

内部統制に係る会計事務自己点検実施要領

（趣旨）

第1 この要領は、内部統制推進・評価実施要綱（平成31年3月22日内部統制推進・評価委員会決定。以下「要綱」という。）第4条第2項第1号に基づき、会計事務に係る内部統制の取組（以下「自己点検」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（自己点検の実施）

第2 実施責任者は、年2回、別表1に定める日を基準日として、会計事務自己点検表（様式第1号）（以下「点検表」という。）の各項目に従って自己点検を行うものとする。

2 実施責任者は、自己点検において、別表2に掲げる点検基準に基づき「不適切」又は「軽微」（以下、これらを合わせて「不適切等」という。）と判断した場合は、点検表に理由等を記載するものとする。

（自己点検の結果報告）

第3 実施責任者は、会計事務自己点検実施報告書（様式第2号）（以下「報告書」という。）を作成し、別に通知する日までに次に掲げる所属の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に提出しなければならない。

- (1) 要綱第2条第3号の表のアに掲げる所属、イに掲げる所属並びにエに掲げる所属のうち岩手県東京事務所、岩手県大阪事務所、岩手県名古屋事務所及び岩手県福岡事務所 それぞれ所管する部局長
- (2) 要綱第2条第3号の表のウに掲げる所属及びエに掲げる所属（前号に掲げるものを除く。） それぞれ所管する広域振興局審査指導監

2 前項の報告書には、次に掲げるものを添付するものとする。

- (1) 点検表
- (2) 自己点検の結果、別表2に定める基準の不適切等と判断したものがある場合は、当該事務処理の内容等が把握できる資料

3 第1項により報告書の提出を受けた各部局長及び広域振興局審査指導監は、別に通知する日までに会計事務自己点検実施状況報告書（様式第3号）により自己点検実施結果を取りまとめ、出納局長に報告するものとする。この場合において、不適切等とされたものがあるときは、当該所属から提出された報告書等の写しを添付するものとする。

（自己点検の是正措置）

第4 実施責任者は、自己点検によって明らかになった会計事務の誤り等は、直ちに適切な処理を行わなければならない。

2 各部局長及び広域振興局審査指導監は、必要に応じ、実施責任者に対して所属の自己点検につき、指示又は是正の措置を執らせるものとする。

（重大な事故等の報告）

第5 実施責任者は、会計事務の誤り等を把握した場合において、当該誤り等の内容が重大な事故、規則違反等に該当するときは、第3第1項及び第3項の規定にかかわらず直ちに出納局長のほか次に掲

げる所属の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に報告するものとする。

- (1) 要綱第2条第3の表のアに掲げる所属、イに掲げる所属並びにエに掲げる所属のうち岩手県東京事務所、岩手県大阪事務所、岩手県名古屋事務所及び岩手県福岡事務所 それぞれ所管する部局長
- (2) 要綱第2条第3号の表のウに掲げる所属及びエに掲げる所属（前号に掲げるものを除く。） それぞれ所管する部局長及び広域振興局審査指導監

2 前項の連絡を受けた出納局長は、その内容に応じて総務部長に連絡するものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第2関係）

点検基準日	点検期間
9月30日	4月1日から9月30日まで
3月31日	10月1日から翌年3月31日まで

別表2（第2関係）

区分	点検基準
不適切	監査指摘基準（平成18年2月27日制定）に定める財務監査又は行政監査の指摘に相当する場合
軽微	上記に該当しないが、軽微な改善事項がある場合

内部統制に係る財産事務自己点検実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、内部統制推進・評価実施要綱（平成31年3月22日内部統制推進・評価委員会決定。以下「要綱」という。）第4条第2項第1号に基づき、財産事務に係る内部統制の取組（以下「自己点検」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己点検の実施)

第2 実施責任者は、年2回、別表1に定める日を基準日として、財産事務自己点検表（様式第1号）（以下「点検表」という。）の各項目に従って自己点検を行うものとする。

2 実施責任者は、自己点検において、別表2に掲げる点検基準に基づき「不適切」又は「軽微」（以下、これらを合わせて「不適切等」という。）と判断した場合は、点検表に理由等を記載するものとする。

(自己点検の結果報告)

第3 実施責任者は、財産事務自己点検実施報告書（様式第2号）（以下「報告書」という。）を作成し、別に通知する日までに、それぞれ所管する部局長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げるものを添付するものとする。

(1) 点検表

(2) 自己点検の結果、別表2に定める基準の不適切等と判断したものがある場合は、当該事務処理の内容等が把握できる資料

3 第1項により報告書の提出を受けた各部局長は、別に通知する日までに財産事務自己点検実施状況報告書（様式第3号）により自己点検実施結果を取りまとめ、総務部長に報告するものとする。この場合において、不適切等とされたものがあるときは、当該所属から提出された報告書等の写しを添付するものとする。

(自己点検の是正措置)

第4 実施責任者は、自己点検によって明らかになった財産事務の誤り等は、直ちに適切な処理を行わなければならない。

2 各部局長は、必要に応じ、実施責任者に対して所属の自己点検につき、指示又は是正の措置を執らせるものとする。

(重大な事故等の報告)

第5 実施責任者は、財産事務の誤り等を把握した場合において、当該誤り等の内容が重大な事故、規則違反等に該当するときは、第3第1項及び第3項の規定にかかわらず直ちに総務部長のほか次に掲げる所属の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に報告するものとする。

- (1) 要綱第2条第3号の表のアに掲げる所属、イに掲げる所属及びエに掲げる所属 それぞれ所管する部局長
- (2) 要綱第2条第3号の表のウに掲げる所属 それぞれ所管する部局長及び広域振興局長

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第2関係）

点検基準日	点検期間
9月30日	4月1日から9月30日まで
3月31日	10月1日から翌年3月31日まで

別表2（第2関係）

区分	点検基準
不適切	監査指摘基準（平成18年2月27日制定）に定める財務監査又は行政監査の指摘に相当する場合
軽微	上記に該当しないが、軽微な改善事項がある場合